

議案第47号  
令和5年度宝塚市一般会計補正予算（第3号）

資料1(32) 県施行都市計画道路等整備負担金事業の内容

1 事業概要

県が事業中である(都)尼崎宝塚線の整備については、都市計画法で市町村が行うものと定められているが、国道や県道については道路管理者である県が事業を行い、受益者である市が地方財政法の規定に基づいて一定の費用を負担している。

(都)尼崎宝塚線は、阪神高速湾岸線尼崎末広ランプから伊丹市を経て中国自動車道宝塚 IC(インターチェンジ)に連絡する阪神間中央部の南北主要幹線道路であり、4車線化や宝塚 IC の立体化により渋滞を解消し円滑な交通の確保や広域ネットワークの形成などを目的としており、現在、市内の未整備区間である小浜南工区の事業認可を受け整備を進めている。

2 補正予算内容

当初、小浜南工区にある宝塚 IC の立体化整備のため仮設ランプを閉鎖して施工する予定であったが、県高速道路交通警察隊との協議の結果、長期間閉鎖に伴う周辺地域での大規模な渋滞が予想されたため、ランプを閉鎖せず施工することとなり車線の切り回し工事や安全管理費などの追加費用が必要となった。

また、掘削土に玉石の割合が多く、埋戻土に流用のため広いヤードが必要となりヤードまでの運搬(往復)や分別作業、不要となった玉石の運搬や処分費の増となり費用が増大となった。

歳 出 (単位:千円)				歳 入 (単位:千円)		
事業費区分	事業費	市負担割合	市負担金	事業費区分	市負担金	街路整備事業債
補助	588,662	25/100	147,165	補助・県単独	166,013	149,300
県単独	58,695	1/2	18,848			
合計	668,357		166,013			

3 全体イメージ図

